

個人情報ファイルの名称	個人住民税賦課ファイル	
行政機関等の名称	丹波市	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	財務部税務課	
個人情報ファイルの利用目的	個人住民税を賦課するため	
記録項目	1 氏名、2 住所、3 生年月日、4 性別、5 電話番号、6 個人番号、7 送付先、8 口座情報、9 支援措置の有無、10 課税地、11 収入・所得、12 所得控除、13 税額控除、14 市県民税税額、15 給与特別徴収先事業所（勤務先）、16 年金特別徴収対象年金情報、17 被扶養者・専従者、18 世帯構成、19 生保受給情報、20 申告の有無	
記録範囲	住民税申告者、所得税確定申告者、給与支払報告書で報告された者、公的年金等支払報告書で報告された者	
記録情報の収集方法	市民税・県民税申告書、確定申告書、給与支払報告書、公的年金等支払報告書	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む	
記録情報の経常的提供先	税務署、都道府県税事務所、市区町村、裁判所、福祉事務所、日本年金機構	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名 称) 丹波市財務部税務課	
	(所在地) 669-3692 丹波市氷上町成松字甲賀 1 番地	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第 60 条第 2 項第 1 号 (電算処理ファイル)	☐ 法第 60 条第 2 項第 2 号 (マニュアル処理ファイル)
	政令第 21 条第 7 項に該当するファイル ☒ 有 ☐ 無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨		
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所		

在地	
行政機関等匿名加工情報の概要	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	—
備 考	